

民族共同体と法 (二二)

—NATIONALSOZIALISMUSあるいは「法」なき支配体制—

南 利 明

はじめに

第一章 民族共同体の建設——「あらゆるドイツ人、一人一人をわれわれの理想に合致した鑄型に入れて鑄直す」

一 戦いの第二段階

- (一) 民族の内面的墮落
- (二) 民族とは何か
- (三) ドイツ民族統一のための戦い

二 運命共同体の建設 I

- (一) ナチズムとは世界観である
- (二) 課題としての民族の精神的意思的統一の再建
- (三) 共同世界の溶解作業とグライヒシャルトゥング (『法経研究』第三七卷第二号)
- (四) 党による全体教育
- (五) 青少年に対する教育 (『法経研究』第三七卷第四号)
- (六) 成人に対する教育 (本号)

六 成人に対する教育

「われわれは世界史の中でもっとも偉大な征服戦争、すなわちドイツ民族の獲得という戦いの中に立っている。」⁽¹⁾これは、一九三五／三六年の冬季救済事業の開幕演説でのヒトラーの言葉であった。「もしそのことに成功したならば、その時、神はこの地上での報酬を拒否することはないであろう。」⁽²⁾しかし、もしそのことに失敗したならば、「われわれの行動の一切は徒勞に終わることになる。」⁽³⁾運動の全戦線にわたって、ナチズムの最終目標に定位したドイツ民族全体の参加動員が実現されなければならなかった。「民族運動 (Volksbewegung)」としてのナチズム運動の成否は、この全体動員の実現如何にかかっていたのだから。たとえ明確な民族の目標が掲げられたにせよ、指導者が民族全体をその方向へと動かしえないとするならば、そうした目標は何ら価値をもつものではなかったにちがいない。⁽⁴⁾それでは、「民族の獲得」、つまりは全戦線にわたる民族の全体動員の実現はいかにして可能となるのであろうか。この場合、「テロル」の使用は問題とはなりえなかった。それというのも、「テロルは無感覚を生み出すにすぎない」が故に。それは、ナチスが期待する「自発的」な参加をもたらしうるものではなかった。「はるかに重要なことは」とヒトラーはラウシュニングとの対話の中で語っている、「大衆の観念の世界、感情の構造を根本的に作り変えることである。」⁽⁵⁾さらにそれ以上に必要なことは、人々の思考と情緒を統御することである。⁽⁶⁾

かくて、青少年教育に、おそらくはそれ以上に困難な「成人教育」が続かねばならなかった。「人格の全面的改造」がその目的であり、課題であった。力による強制でもなければ、世界観の理性的認識でもない。「意思と心情、性格」の全体的統御が問題であったのだ。⁽⁶⁾異なった世界観により既に人格形成を終えた何千万という人々を対象に、しかも限られた時間の枠内で、ナチズムの成否を賭けた未曾有の「戦い」が今始まろうとしていた。

(1) ドイツ労働戦線

グライヒシャルトウングにより新たに生みだされた組織が、いずれも構成員に対する世界観教育を重要な任務の一つとすることについては、既に紹介したランマースの言葉にある通りであった。ナチス法曹連盟、ライヒドイツ官吏団、ナチス教員連盟、ナチス医師連盟等、多くの団体の中にあつて、一九四二年には二、五〇〇万人を擁する巨大組織にふくれあがった『ドイツ労働戦線』もまた、例外ではなかつた。フェルキツシャー・ベオバハターに発表された一九三四年一〇月二四日の『ドイツ労働戦線に関するヒトラーの命令』⁽⁷⁾は、「全ドイツ人の真の民族共同体及び作業共同体の創造」を、「額と拳の創造的ドイツ人の組織であるドイツ労働戦線」の「目的」として掲げ、そのため、労働戦線は「民族各自をして、民族の経済生活において最高の能力を發揮せしめ、かつそれでもって民族共同体にとって最大利益を保障しうべき精神的肉体的体制の中に、それぞれが自らの地位を占めうるよう配慮しなければならぬ」と定めていた。それでは「精神的肉体的体制」とははたしていかなるものであつたのか。ライヒ組織部長は、『命令』の解説の中で、「経営の内外を問わず、労働に従事するあらゆるドイツ人に対する世界観教育、職業教育」がこの概念に含まれるとい⁽⁸⁾う。ここでもまた、「教育」が「人間の社会化」に定位するものであつたことはいままでもないであろう。一九三六年の労働戦線の年次大会で、「われわれが抱えている諸問題の解決は、われわれが一つの戦線を形成する場合にはじめて可能になる」と語つたヒトラーは、さらに、「戦線」とい⁽⁹⁾う言葉でもって何が理解されるべきかを疑問の余地なく明らかにしてみせた。「戦線とは、一つの意味であり、一つの決意であり、一つの目標であり、一つの行動である。」ここには労働戦線の、そしてその教育の課題が何であるかがはっきりと語られている。一九三七年の党大会中に開かれた『真の民族指導の手段としての組織の本質に関する特別会議』におけるロベルト・ライの発言はドイツ労働戦線指導者としての立場から、改めてそのことを確認するものであつた、即ち、「私の課題は、フューラーに対し民族指導を保

障する一つの装置を提供することにある。⁽¹⁰⁾」

しかし、たとえめざす目的が同じであったにせよ、労働戦線のような巨大な大衆組織における教育が、法曹や官吏といった特定の職能集団に対する教育と異なる内容や性格をもつことは当然のことであった。ヒトラーは、政権獲得前から、様々な党派や階級、階層に分裂した「寄木細工」にすぎない名ばかりのドイツ民族を、「運命共同体」へと铸造することを「最終目標」実現のための不可欠の条件の一つであると繰り返し語っていたが、労働戦線における教育の主たる目的はまさしくこの点にあったのだ。即ち、過去何十年、何百年にわたりドイツ民族の統一を阻んできた「マルクス主義、自由主義、フリーメーソン、ユダヤ・キリスト教」の教説を抹殺し、それらによって生みだされ、共同体実現の障害として立ちはだかるドイツ民族の一人一人にしみついた「階級的妄想」や「身分的自惚れ」を完全に破壊することがそれである。⁽¹¹⁾「社会的出自、階級、職業、財産、教養、知識、資本、その他人間を互いに切り離す一切のもの」を、人々の頭の中から叩き出し、それに代わって「人間を一つに統合するもの」、即ち、「ドイツ民族たる自覚」を彼らの頭の中に「叩き込まねばならない。⁽¹²⁾」ヒトラーはそのようにいう。それは、グライヒシャルトウングによって口火を切られた伝統的な自律的で多様な共同体秩序の解体を、内的な意識のレベルにおいて実現しかつ促進しようとするものにも他ならなかった。かつての「階級闘争の闘士」を、「ただ一つの階級意識、即ち、ドイツ民族という階級への帰属意識」をもった「労働の兵士」へと教育することがその眼目であった。⁽¹³⁾そしてドイツ民族全体が、「自分は雇傭者にも被傭者にも、また、いかなる階級にも奉仕するものではない、自分はもっぱらドイツ民族にのみ属するのだ⁽¹⁴⁾」との自覚をもつその時はじめて、ドイツ人一人一人が、民族の世界観の表現としてのナチズムを自らの世界観とし、ナチズムの最終目標を自らの目標とする条件が整えられることとなるであろう。グライヒシャルトウングにより失われた自律的な娯楽の代償として、労働戦線の主要な分枝組織の一つとして設立された『歓喜力行団』は、まさしくそうした教育のための機

関としての性格をもつものであった。事実、それは、構成員の出自等にかかわりなく、従来であれば決して席をとにもにすることなどありえなかつた様々な階級・階層の人々を、彼らが提供する娯楽——音楽会、ダンスパーティ、ハイキング、観劇、旅行、さらには「憩いの夕」と称する終業後の余暇利用——に参加させることにより、人々から「階級的妄想」や「身分的自惚れ」を取り去り、一人一人が同じ「ドイツ民族である」ことを相互に認識せしめ、自覚させる恰好の場となりえたのである。そのことは、当時ナチス党員であり、実科学学校教員であつたヒルデブランドの戦後の発言からも裏付けられるであろう、「帝政時代とワイマール時代には、私自身より上か下の階級に属していた人々、いつも見上げるか見下げられるかして、決して対等に見ることのなかつた人々と、私は生涯ではじめて本当に対等の人間となつたのです。私はナチス教員連盟の代表をしていましたが、労働戦線の中でこのような人々とじかに知り合つた私は、彼らの生活を知り、また彼らに私の生活を知ってもらふようになりました。ナチズムは、こうした分離、階級間の区別を打ち壊したのです。私たちがそれまでに経験した民主主義や、今現在経験している民主主義も行わなかつたことをナチズムは実行したのです。」⁽¹⁵⁾

(2) 冬季救済事業

労働戦線の教育目的が、多様な出自の人々を混ぜあわせ、身にしみついた階級妄想を取り去ることにより、血の中に永遠の根拠をもつ「ドイツ民族たる自覚」を蘇らせることにあつたとするならば、さらに一歩進んだ形で、「民族的連帯感」さらには「自己犠牲の精神」の醸成と高揚を実現せんとする企てとして『冬季救済事業』があつた。⁽¹⁶⁾一九三三年九月一三日、ヒトラーとゲッベルスの呼び掛けによりはじめて組織されたこの事業は、その名の通り、「冬季」における経済的貧困者——「失業者、社会扶助の受領者、扶助年金の受領者、とりわけ特殊な差し迫つた事情にある人たち（長年の病氣、長年の失業、特に子沢山の場合における）」——の「飢餓と寒気に対する闘争」を、民族全体の「献身

と自己犠牲」を通して行おうとするものであった。⁽¹⁷⁾ 具体的には、事業は「金銭及び物品の徴集とその分配」を内容とする。金銭寄付は、「月々の賃金並びに俸給の犠牲支出」、⁽¹⁸⁾「月々行われる一鍋料理募金及び全国街頭募金」、⁽¹⁸⁾「それ以外の特別の募金」から、また、物品寄付は、食料品、衣服、燃料、玩具等の寄付からなっていた。一九三三／三四年から一九三七／三八年までの五回にわたる募金総額は一九億七九三万一一ライヒマルクに達したという。

かかる寄付事業そのものは、さして珍しいものでも、むしろナチスに固有のものでもない。しかし、冬季救済事業は、個人主義的自由主義的な市民国家における寄付行為とは明らかに一線を画するものであった。「われわれがこれから進めようとする救済事業にあつては」個人の善良な意思、あるいは憐憫の情の程度に応じて行われる私的な救済行為は問題とはならない」とゲッベルスはいう、「政府により指導され、全民族により担われる一つの行動が問題なのである。

〔したがって〕民族同胞のすべてがともに事業の成功に対し責任をもち、直接その共同担当者とならねばならない。』⁽¹⁹⁾ にもかかわらず、事業への参加は、その履行が法的義務とされ、国家的手段により強制される、たとえば納税義務といったものとは明白に異なるものとみなされていた。それというのも、ヒトラーが繰り返し強調したように、そもそもは

はじめから、冬季救済事業は「国家的制度」として位置づけられていたわけではなかったのだから。⁽²⁰⁾ そのことは、後に、

『冬季救済事業法』⁽²¹⁾により、「冬季救済事業」に対し「権利能力」が与えられ、『民法典』の関係条文の準用が定められたとしても変わりはなかった。したがって、「義務」や「権利」、あるいは「強制」といった本来国家法上の概念は、

ここでは何ら意味をもつものではなかったのである。シュターデルマンによれば、冬季救済事業は、「援助を必要とする者」に対し、給付を受ける「権利」を与えるものでもなければ、逆に、「寄付者」に対し、国家の力をもって事業への参加を「義務」づけ「強制」⁽²²⁾しうるものでもなかった。ヒトラーは「自発性の原則」を強調する、即ち、「諸君がこ

の自然的義務を履行することを、国家が諸君に対し強制すべきものではなく、むしろ、諸君が民族共同体に対する諸君

の感情に自ら生き生きとした表現を与えるべきなのだ。自発的な犠牲が捧げられなければならない。⁽²³⁾しかし、同時に、彼は、「援助を行うことは、あらゆるドイツ人一人一人の義務であり、課題である」とも語っている。⁽²⁴⁾奇妙に聞こえるかもしれないが、民族と個人が不可分に結ばれ、個人が民族という有機体の一分肢である共同体の中で、「自発性」と「義務」は相対立するものではなかった。先の言葉に続けてヒトラーは問いかける、「もしこの民族、このドイツがいつか滅びざるならば、その時個人が存在することにはたして何の意味があるうか」と。「われわれが日々のパンを手に入れることができるのも、われわれが高い文化を享受し、収入を得、財産を所有しうるのも、われわれの背後に、われわれに先立つ無数の世代の活動により生みだされた民族共同体が存在し、われわれがこの共同体の一分肢であるからなのだ。」このように「われわれが民族の中に存在し、民族とともに生き、われわれの生存が民族の存亡と不可分に結ばれている」限り、冬季救済事業への参加は、民族の中で生きてゆくことから生ずる、法によって命令され、強制されるまでもない当然の義務である、ヒトラーはそう結論する。「この民族を維持することがわれわれのもっとも神聖かつ重要な課題である。諸君の捧げる犠牲がこの共同体の存在を保障し、犠牲が大きければ大きいほど、諸君は共同体の存在を、したがってまた諸君自身の存在をより一層堅固ならしめることとなる。民族共同体を単なる絵空事から、現に存在する共同体へと高めることに、⁽²⁵⁾ 諸君の犠牲が役立つとの認識をもてばもつほど、ますます共同体との一体感が高められることになるであろう。」

「活動のもっとも深い意味はまさしく純粹に教育的な面にある」⁽²⁶⁾とされた冬季救済事業の目的の一つが、この最後の言葉の中にはっきりと表現されている。即ち、共同体への「献身と自己犠牲」を通しての「共同体との一体感の高揚」がそれである。しかしながら、「献身と自己犠牲」は、そのための単なる手段といったものにとどまるものではなかった。それは同時に救済事業の「目的」そのものでもあったのだ。ナチズムの最終目標が、近い将来、ドイツ民族一人一

人に対し、それぞれが捧げうる最大の犠牲を必要とし要求するにちがいない限り、冬季救済事業は、共同体のために行う一人一人の寄付行為を通して、運動の成否を決するこのきわめて重要な一つの精神、即ち、「自己犠牲の精神」を養おうとするものでもあったのだから。⁽²⁷⁾ そのことは、一九三七年の『冬季救済事業規約』⁽²⁸⁾ の中でははっきりと宣言されている、即ち、「ドイツ民族による冬季救済事業の活動は『公益は私益に優先する』との原則により規定される」と。「自己自身のことだけを考え、自己自身のために行動するのではなく、共同体のより大きな課題を自己の課題とし、その実現のために自己を犠牲にする」、そうした「社会主義者」へとドイツ民族全体を改造すること、それが「民族との一体感の高揚」とならぶ、冬季救済事業のもう一つの教育目的に他ならなかったのだ。かかる改造は「一年あるいは二、三年の間に解決できる問題ではない」とヒトラーはいう、「それは人類の永遠の課題となるであろう。それというのも、いつの時代であれ、新たに生まれてくる人々の心の中には我欲という利己的な性向の芽が潜んでいるのだから。……しかし、この地上でもっとも偉大な力は理想のもつ力であることを、われわれは承知している。それは一切の力を凌駕する。そして人間の教育、わけでも自己自身ではなく、共同体のことを考える人間を教育することが、今日その実現が緊急に求められている一つの大きな理想に他ならない。」⁽²⁹⁾

(3) 文化活動の統制

成人教育の実際、とりわけ「大衆の思考と情緒の統御」にとって決定的に重要であったのは、いわゆる「マスメディア」の利用であった。「ラジオのある今日においては」とヒトラーはいう、「これまでの時代と比べようもないほどそれは容易なことである」⁽³⁰⁾ と。むろん、ラジオは一つの例にすぎない。新聞、映画、演劇、書物、芸術、大衆集会、これらすべてがヒトラーにとって民族教育の手段であった。⁽³¹⁾ かくて、ドイツ民族獲得戦争の戦列に、新聞が、ラジオが、そしてその他一切の文化活動が動員されることとなる。

ヒトラーが、既に闘争時代から、マスメディアのもつ民族教育の手段としての機能の重要性に着目していたことは、一九二三年四月二七日のミュンヘンでの演説会における次の発言からも明らかであった。「ドイツの新聞の改革が必要である。根本的に反国民的である新聞が、ドイツの中でその存在を許されることなどありえない。国民を否定する者は、国民の中に求むべき何ももたない。われわれは、新聞が民族の教育手段となるべく要求しなければならぬ。」⁽³²⁾それでは、ヒトラーのかかる要求はいかなる認識に由来するものであったのか。その解答は二年後の『わが闘争』の中で与えられることになる。彼は、新聞が対象とする「読者」、ということは、つまりはドイツ民族というものを次の三つのグループに分類する、即ち、「第一は、読んだ内容はすべて信じる人々、第二は、まったく何も信じようとしぬ人々、第三は、読んだものを批判的に検討し、その後で内容について判断する頭脳をもつ人々。」数の上から圧倒的多数をなすものは、いうまでもなく第一のグループであった。「彼らは大衆からなり、したがって、国民の中では、精神的にもっとも単純な部分を代表している。彼らは、一部は無能から、一部は無知の故に、白地に黒く印刷されたすべての内容を信じこむ。」ところが、「大衆の投票用紙が決定を下す今日の政治状況」の下では、こうした「愚直な人々、あるいは騙されやすい人々」からなる第一のグループが、もっとも数が多いというただそれだけの理由で「決定的な価値をもっている。」「民族運動」としてのナチス運動の成否の鍵は、こうした無形の大衆にナチズムの形を与え、彼らを運動に動員し、参加させることができるか否かにかかっていた。それ故、「国家と民族の利益」、つまりはナチス運動の利益にとって、「もっとも重要なことは、これらの人々が悪意のある教育者の手に落ちるのを防ぐことにある。」むろん、このことは、ヒトラーの関心が第一のグループの人々を真に批判的な能力を身につけた人間へと教育することにあつたということの意味するものでは決してない。そうではなくて、彼らを「愚直で騙されやすい人々」そのままに、自らの陣営の中に引きいれるということが問題であつたのだ。そのためにこそ「国家は彼らに対する教育を監視し、あ

らゆる不正を阻止しなければならない。」その際、ヒトラーは、マスメディアの中でとりわけ「新聞に対する監視」を求める。何故そうなのか。それは、「新聞のもつ影響力が一過性のものではなく、継続的に働き、その結果、これらの人々に対してこの上もなく強烈でしかも効果的な作用を及ぼす」からに他ならなかった。「新聞のもつまったく比類のない重要性は」とヒトラーはいう、「こうした教育を一貫した調子で、しかも永遠に繰り返し行いうるといふ点にこそある。」その限り、民族教育に果たす新聞の役割と重要性は「途方もなく巨大なものであり、いくら高く評価しても評価しすぎることにはならない。」かかる力をもつ新聞がナチスの手の中にあつて、自由に操作可能な道具となるならば、無形の大衆を「ヒトラーの政治道具」へと作り変える上で、きわめて有効な手段となるであろうし、逆に、それが国家の統制と管理を免れた地位を保ち続けるならば、きわめてやっかいな障害物となるにちがいない。それ故、「国家はいわゆる『新聞の自由』という法螺話に惑わされることなく、断固とした決意でもって民族教育のこの手段を確保し、国家と国民に奉仕させなければならない。」³³

ヒトラーは政権掌握後ただちにこの結論を実行に移す。そのための最初の処置が、一九三三年三月一三日の『ライヒ民族啓蒙宣伝省』の設置であつた。設置を定めた『大統領令』³⁴は、「ライヒ政府の政策及び祖国ドイツの国民的再建に関する民族への啓蒙と宣伝」が新たな省の課題であると規定。同時に担当大臣に任命されたゲッベルスは、三日後の新聞人を前にした演説において、この「啓蒙と宣伝」の目的が、「〔ライヒとラントの政治的同質化に続く〕政府と民族全体のグライヒシャルトゥングの実現」にあることを疑問の余地なく宣言。ここでは、文字通り「民族全体」の世界観的同質化が問題であつたのだ。「われわれの政府がそうであるように、徹底的かつ大規模な処置を行わねばならない」場合、単なる過半数の獲得で満足し、残りの半数に対し、「銃剣の力」を借りて「テロルを行使する」ことは問題とはなりえないとゲッベルスはいう。むしろ「残された半数の獲得こそが差し迫った緊急の課題である。国民政府は銃剣の

厄介になるつもりはない。われわれが今後行うことは、われわれを支持する民族の運動によって支えられた国内の政治的戦いである。われわれは、今日、大衆というものによって支えられねばならない時代に生きている。現代の民族の指導者は、大衆を理解しなければならず、彼が何を求めているかを、大衆が理解しうる言葉で語り、明らかにする義務を負う。」こうした時代における政府と民族のグライヒシャルトゥングのための手段が「啓蒙」と「宣伝」であった。それでは、啓蒙とは何であり、宣伝とは何であるのか。ゲッベルスはいう、「啓蒙は本質的に受動的なものであり、宣伝は能動的なものである。われわれは、われわれが何を求めているかを民族にただ語りかけたり、あるいは、われわれがそれをどのように実現しようとしているかを説明するだけで満足することはできない。むしろ、われわれはこうした啓蒙をアクティブな宣伝によって補わねばならない。宣伝の目的は人間の獲得にある。」⁽³⁵⁾

「無形の大衆」を「民族」へと作り変える作業、それがここでいう「人間の獲得」に他ならなかった。五月八日、ホテル・カイザーホーフにおける『ドイツ演劇の課題』と題する演説の中で、ゲッベルスは、改めて、「人間の獲得」というこの新たな任務の内容が具体的にいかなるものであるかを、彼なりの表現でもって明らかにしている。「政治家とは芸術家である」と彼はいう。なぜなら彫刻家や詩人が無形の石や言葉に形を与え、一つの作品を生みだすように、政治家もまた、彼なしには無形のままに終わる大衆に形を与え、一つの作品、即ち、「民族」を生みだそうとするものであるが故に。しかも、ゲッベルスにとっては「政治こそが最高の芸術」であった。なぜなら、「彫刻家にせよ詩人にせよ、彼らは死んだ石や言葉に形を与えるにすぎない」のに対し、政治家は、「大衆」という生きた素材を対象に、「彼らを民族の歴史的理念に奉仕させるべく組織化し、リズムとテンポを与え、生命を吹き込もうとする」ものであるが故に。⁽³⁶⁾

もはや新聞の役割の変化は明らかであろう。その目的は、政府から独立した立場からの報道でもなければ、あるいは

政府に対する批判でもない。それは、ゲッベルスの手の中にあつて、無形の大衆を、「民族」、つまりは「ヒトラーの政治の道具」へと自由に彫刻し、彫琢するための道具にすぎないものとなつた。先の記者会見で、全新聞人はそのことの覚悟をはつきりと求められたのである、即ち、「新聞は政府に協力しなければならぬ。新聞は大衆操作の道具とならねばならない。新聞は民族に対し情報を提供するだけでなく、指示を与え、指導しなければならぬ。政府の処置を伝達するだけでなく、民族にそのことを理解させ、政府の考えを知らしめることがこれからの新聞の課題であることを知らねばならぬ。」⁽³⁷⁾

ラジオ放送もまた同様であつた。右の記者会見からちょうど一〇日たった三月二五日、今度はベルリンにある三つの放送会社の幹部連を前にして、ゲッベルスは、より明確な形で、民族共同体におけるマスメディアの役割が何であるかについて語っている。「ラジオ放送の主要な課題の一つは」と彼はいう、「民族の精神的動員の實現にある。それといふのも、精神的動員は、おそらく民族の物理的な武装化よりはるかに重要であるといふことが、現在の政府の共通認識であるが故に。かつてわれわれに欠け、われわれの敗北の原因となつたものが、民族の物理的な武装化を支えるべきこの精神的動員であつたのだ。私が思うに、この課題を解決するにふさわしい、もっとも現代的かつもっとも重要な大衆操作の道具がラジオ放送である。……ドイツの放送局は、今なお政府を支持しようとしなない一部の民族の成員に対し、新たなドイツの意図を啓発し、彼らを新たなドイツの隊列の中に組み入れるという国民革命政府の重大な課題解決のための第一の手段とならねばならない。……ドイツ民族を一〇〇%、地域、宗教、職業、階級にかかわりなく、新たな政府のために統一することにより、ラジオ放送は民族への真の奉仕者となる。」⁽³⁸⁾

新聞、ラジオ、そのいずれを民族教育の手段として第一義的とみるかは、ヒトラーとゲッベルスの間でこの時期若干の相違が見られたにせよ、いずれにせよ、二つの大きなメディアが、「学校その他の教育機関の課題を引き継いで、民

族共同体のために、すべての民族同胞をナチス主義者とすべく、彼らの魂の獲得のための戦いに投入されるべき指導部の手の中にある闘争部隊⁽³⁹⁾として規定されるに至ったことにまちがいない。

しかし、啓蒙宣伝省の正式な課題内容の決定は一九三三年六月三〇日の『ライヒ啓蒙宣伝省の課題に関する命令』⁽⁴⁰⁾をまたなければならなかった。これにより、「民族に対する精神的影響力の行使」、「国家・文化・経済に関する啓蒙宣伝活動」および「これらのすべての目的のための組織の行政管理」に関する「一切の任務」が、啓蒙宣伝大臣の管轄に属するとされ、その結果、「新聞」、「ラジオ」、「芸術」、「音楽」、「演劇」、「映画」等、民族の精神活動の表現であり、民族の精神活動に影響を及ぼす一切の事柄の管轄権が、外務省及び内務省の業務範囲から、啓蒙宣伝大臣の業務範囲に移されるに至った。この命令からただちに気づくことは、命令が宣伝省の課題として、「啓蒙宣伝活動」だけでなく、「民族に対する精神的影響力の行使」という項目を、特別に、しかも前者に先だって設け、それにより、新聞、ラジオのいわゆるマスメディアのみならず、本来の意味での文化芸術活動をも統制・管理の対象としたということである。そのことの理由は、人間の精神活動の所産として、「文化」が、民族のもつ「遺伝的素質 (Erbmasse)」と深く結びつき、それ故に、美術、音楽、演劇等の文化活動も、新聞、ラジオに劣らず、同じ血をもつ民族全体の精神と行動に大きな影響を及ぼすものとみなされたことに求められるであろう。⁽⁴¹⁾

その限り、文化活動の全領域から「ドイツ民族の現存在を腐敗墮落させる一切の影響を排除」⁽⁴²⁾し、それら一切の活動を「ナチズムの世界観」に定位させるべく、文化・芸術のすべての分野を貫通する「統一的な文化政策の遂行」が不可欠となる。⁽⁴⁴⁾ライヒ政府は、そのため、九月二二日、「あらゆる分野の文化創造者をライヒ政府の指導の下、身分的組織へと統合する」ことを目的に、⁽⁴⁵⁾『ライヒ文化協会法』⁽⁴⁶⁾を制定。「ライヒ啓蒙宣伝大臣は、その課題領域にかかわる活動分野の所属者を、公法人へと統合する任務及び権限を有す」との第一条の規定にもとづき、「ライヒ文筆家協会」、「ラ

イヒ新聞協会」、「ライヒラジオ放送協会」、「ライヒ演劇協会」、「ライヒ造形美術協会」が設立され、さらに、既に七月一四日の『暫定的映画協会の設立に関する法律』⁽⁴⁷⁾により設置されていた「ライヒ映画協会」を含め、全協会が「啓蒙宣傳大臣の監督に服する」ところの「ライヒ文化協会」へと「統合」⁽⁴⁸⁾されるに至った。この文化協会の具体的な任務内容は、その後一月一日の『ライヒ文化協会法施行のための第一命令』⁽⁴⁸⁾により次のように規定されることになる、即ち、ライヒ啓蒙宣傳大臣の指導の下におこなわれる「民族とライヒに対する責任にもとづくドイツ文化の促進」、「文化職業の経済的及び社会的事項の規制」、「文化協会所属団体のすべての活動の調整」の三つがそれである。この命令の中でとりわけ注目すべきは、第四条が、「文化財の創造、複製、精神的もしくは技術的加工、普及、保存、販売、もしくは販売の仲介に關与する者は、その者の活動を管轄する各協会の構成員たることを要す」と定め、文化活動に關与するすべての者に対し、各協会への加入を義務づけ、それを活動の条件としたという点にあった。各協会への加盟の義務が、加盟の無条件の許可を意味するものでなかったことはいままでもない。協会には、「当該人物が当該活動を行うに必要な信用及び資質を有していない」ことを理由に、「協会への加入を拒否し、あるいは除名する」権限が、さらには「当該協会の構成員たることなくして、当該協会の統括する活動を行った者」に対する「秩序罰」を下す権限が与えられた。⁽⁵⁰⁾

命令はさらに協会の構成員に対する文化政策上の指導の遂行のため、ライヒ文化協会、各協会に対し、「管轄領域における重要問題」⁽⁵¹⁾に關し、秩序罰をともなった「命令」権限を授与。この命令は「間接的ライヒ法」としての性格をもつものとされ、これにより、「協会」、つまりは管轄大臣であるゲッベルスは、領域内における文化活動全体に対する完全な統制管理、彼らの言葉でいうところの「指導」の権限を手にするに至ったのである。しかし、法律・命令の制定はこれだけに終わらなかつた。その後もライヒ政府は、個別の領域を対象とした立法処置を行っている。『編集者法』、『映画法』、『演劇法』がそれである。

「新聞」および「政治的定期刊行物」の「編集者」の活動の管理・統制を目的として、一九三三年一〇月四日制定された『編集者法』⁽⁵²⁾は、第一条において、編集者の活動を「公的任務」と宣言。そのため法律は、『官吏法』が職業的官吏に求めたのと同様、編集者に対し「ドイツ国籍を有すること」、「アーリア人たること」、「配偶者が非アーリア人でないこと」等の条件の他に、「公共に対し精神的影響を及ぼす任務に必要とされる資質を有すること」を要求、さらに編集活動上の義務として以下の規定を設けた、即ち、「編集者は自己の取り扱う対象を真実に叙述し、自らの最善の知識に従って評価判断する任務を負う。」これが編集者の基本的職業義務であった。そのための指針として、法律は、「特に新聞に掲載されてはならない」事項として以下の五項目を例示、⁽⁵³⁾①公共を惑わす方法において、公益目的と私益目的を混同せしめる事項、②ドイツライヒの対外的もしくは対内的力、ドイツ民族の共同体意思、ドイツの国防力、文化または経済を弱体化させ、あるいは他人の宗教的感情を害するおそれのある事項、③ドイツの名誉と尊厳を害する事項、④他人の名誉もしくは福利を不法に毀損し、その者の名声を害し、その者を嘲笑もしくは軽蔑せし事項、⑤その他道徳に反する事項。」さらに、これらの義務に、編集活動を「良心的に遂行」し、かつまた、職業活動の領域の外においても「編集者としての尊厳を受けるにふさわしく」、ということとはナチズムの世界観にもとづいて行動することの義務が付け加えられていた。かかる公的義務の履行は、『職業裁判所』の存在によって裏うちされ、義務違反に対しては「警告」、「秩序罰」、「編集者リストからの削除」の処置がとられうるとともに、さらに法律はゲッベルスに対し決定的な権限を与えたのである、即ち、「ライヒ啓蒙宣伝大臣は、緊急の理由から、公の福利のため必要ある場合、職業裁判所における手続きとは独立に、編集者リストからの削除を行いうる。」⁽⁵⁴⁾

翌年二月一六日、『映画法』⁽⁵⁵⁾が制定され、ライヒ領域内で製作されるすべての「劇映画」は「予備検閲」と「検閲」を受けなければならなくなった。「予備検閲」では、映画の「企画書及び台本」につき、その題材が「時代精神と背反」

するか否かが、また「検閲」では、制作された劇映画が「国家の生存に重要な利益、もしくは公の秩序または安全を危殆ならしめ、あるいはナチス主義的、宗教的、道徳的または芸術的感情を侵害し、もしくは粗暴または野卑ならしめ、あるいはドイツの威信またはその対外関係を危殆ならしめるおそれ」があるか否かが、それぞれ問題とされることとなった。むろん、映画の「公開」および「公開の目的をもってする取引」はすべて「公的検閲による許可」をまっしてはじめて可能とされ、違反した場合の制裁として、「一年以下の禁固及び罰金またはそのいずれか一つに処せられる」との定めがおかれた。

もう一つの法律は一九三四年五月一五日の『演劇法』⁽⁵⁶⁾である。これは、ライヒ領域内での演劇活動の全体を、明文をもって、直接「ライヒ啓蒙宣伝大臣の指導」下においたことに大きな特徴があった。管轄大臣の指導の下、「個々の演劇の指導及び管理」は、「演劇の経営に必要な信用、能力、及び経済的給付能力の所有」を条件に、「主催者もしくはその法定代理人の任務」とされ、彼はその際、「国民的責任意識にもとづき、最善の芸術的及び道徳的信念に従いこの任務を遂行する」ことを義務づけられ、他方、「出演者及びその他の従事者」もまた、「主催者の任務の遂行にあたり、彼に対し忠実な服従者たること」の義務を負うものとされた。これはナチスのいわゆる「指導者原理」の導入に他ならない。主催者による「そのつどの演劇上演の開催」の許可申請、および「舞台監督、総監督、支配人、第一指揮者、上級演技指導者の任命」の承認申請は、いずれも、管轄大臣に直接行うものとし、前者については「当該者の信用または能力の欠如」、後者については「演劇の文化的使命の達成の必要性」を理由に、申請を却下しうるものと定められた。管轄大臣の「監督権」は、「演劇観賞者団体、及び非公開演劇の開催を行う団体」に対しても及び、「団体に指示を与え、団体の活動の基準を定め」、さらに「団体活動がドイツ演劇活動の本質に有害である」と判断した場合、それらの「解散」を命ずることができるとされたのである。

一九三三年三月一三日のライヒ啓蒙宣伝省の設置に始まり、これら三つの法律の制定に至る一連の立法、および政治指導部の発言の中に、ナチスの文化政策を、それ以前の政策から区別するいくつかの特徴がはっきりとした形で浮かびあがってくる。まず第一に挙げられるべきは、ナチズムの世界観のもつ全体性が、従来の個人主義的自由主義的時代における文化と国家の関係を一変させたという事実である。かつて文化は、国家に対する独立した形象として位置づけられ、国家のそれへの介入に関しては特別の抑制が命じられていたのに対し、今やマスメディアとしての新聞、ラジオから芸術に至るまでの文化活動が、「国家から自由な領域」ではありえず、「独立の私的な事柄」から「国家と不可分の、国家に直接関わる事柄」へと変化するに至ったのである。⁽⁵⁷⁾『編集者法』が第一条において、「編集者の活動は公的任務である」と宣言したことは、その端的な表現であった。このことは、他の分野についても変わりはない。『演劇法』の立法理由書ははっきりと、「本法律により演劇は公的任務の担い手へと変化するに至った」と明記する。⁽⁵⁸⁾「芸術のための芸術」はもはやありえなくなった。⁽⁵⁹⁾それらはすべて民族に対する「公的な政治的・文化的教育手段」と化し、それ故に、文化活動に参与するすべての者は、「私的利益の奉仕者」ではなく、「民族の代弁者、民族及び国家指導の補助者」として位置づけられることになったのである。⁽⁶¹⁾

かかる変化は、当然、文化活動に対する従来とは異なった類の国家の介入を正当化し、かつ必要ならしめるに至った。もっとも従来も文化活動に対する国家の規制がなかったわけでは決してない。一九三二年六月一日の『プロイセン警察行政法』⁽⁶²⁾は、第一四条第一項において、「警察官庁は現行法律の枠内において、公の安全もしくはは秩序を脅かす危険を、一般または個人から防止するため、義務に適った裁量にもとづき、必要な手段を講じなければならない」と定め、これにより文化活動も、それが、「国家または国家諸機関の存続、あるいは個人の生命・健康・自由・名誉・財産」、あるいは「その遵守がそのつどの支配的な社会的・倫理的意識にもとづき、人々の日常的な共同生活の不可欠の前提とみな

されうる規範の総体⁽⁶³⁾を脅かす場合、警察の取り締まりの対象とされえたのである。あるいは一九〇〇年七月二六日の『営業法』⁽⁶⁴⁾第三二条は、演劇開催者に対し管轄警察の営業許可の取得を求め、「もし申請者が経営に必要な手段の所有を証明しえず、あるいは当該官庁が諸事実にもとづいて、当事者が営業に必要な信用、とりわけ道徳的・芸術的・財政的な面において信用を有するものでないとの確信を得るに至った場合、この許可を拒絶しうる」と定めていた。

しかし、ナチスの「文化指導」は、「公の安全・秩序」の維持を根拠に、秩序警察的観点からなされる従来の規制とは、その性格を明らかに異にするものであった。かかる変化をわれわれは新旧二つの『映画法』の検閲に関する規定の中に見いだすことが可能である。一九二〇年の旧『映画法』⁽⁶⁵⁾が、上映禁止を、「公けの秩序または安全を危殆ならしめ、あるいは宗教的感情を侵害、もしくは粗暴または野卑ならしめ、あるいはドイツの威信またはその対外関係を危殆ならしめるおそれがある」場合に限定し、「政治的、社会的、宗教的、道徳的もしくは世界観的傾向そのものを理由にしてはならない」としていたのに対し、新たな『映画法』は、「ナチス主義的、道徳的または芸術的感情を害するおそれをも禁止理由として挙げていた。ここでの検閲対象が、「公けの安全・秩序」といった消極的法益から、より積極的な法益に移されていることは明白である。即ち、「当該映画が、国家の政策上、あるいは芸術的、民族教育的、文化的観点から価値あるものと認められうるか否か」⁽⁶⁶⁾が問題であったのだ。

それにもかかわらず、この変化は、少なくとも形の上からみる限り、検閲・禁止の対象の拡大という、いわば量的なものでしかなかった。ドイツ民族の「血」に根ざす世界観を自称し、民族の構成員の「現存在の幅と深みの全体を支配」しようとするナチズムにとって、たとえ、その範囲がどれほど拡大されようと、純粹にネガティブな、つまりは「禁止的性格」をもつ処置は、彼らが意図する「ドイツ民族に対する精神的指導」⁽⁶⁷⁾と所詮は相いれないものであった。それと

いうのも、あれこれの禁止は、結局、それ以外の活動の自由を当事者の手に委ねるものでしかなかったのだから。「禁

止」の拡大ではなく、むしろ、文化活動がナチズムの世界観に定位し、それを実現すべく、文化活動へのポジティブな、つまりは「創造的な関与と指導」を行うことこそが問題であったのだ。⁽⁶⁸⁾「芸術に対する公の利益は、警察による監督の必要性に制限されず、それに対する指導にまで拡大される」とするライヒ政府の意思は、先の『映画法』から三カ月後の『演劇法』第一条の中ではっきりと宣言されることになる、即ち、「ライヒ領域内において開催される演劇はその文化任務の遂行に関し管轄大臣たるライヒ啓蒙宣伝大臣の指導に服する」と。こうした新たな状況の中で、警察の果たすべき役割はいかなるものであったのか。第八条第二項はいう、即ち、「演劇に対する警察官庁の管轄権は、演劇の芸術的任務の遂行へと拡大されない。警察による演劇上演の禁止は、公の安全または秩序に対する直接の危険がある場合にのみ許される。」本来禁止的処置を任務としてきた警察官庁の役割の相対的低下の中に、文化活動への国家の関与の在り様の変化が端的に表現されているといえよう。

新聞、ラジオ、音楽、演劇、映画等の全体動員にもかかわらず、既存のメディアは、その受容が最終的には民族の個人への選択に委ねられることになるが故に、ヒトラーにとって民族全体の世界観的同質化の理想的な手段では必ずしもなかった。第二次大戦中、大本営で側近に明らかにした「有線放送システム」の構想は、彼が理想とする宣伝手段が最終的にいかなる姿をとるものであったかをわれわれに教えている。「有線ラジオは、雑音障害を受けないという点で聴取者にとって圧倒的な長所をもつだけでなく、国家指導の観点からしても」と彼はいう、「まさしく理想的なシステムである。それというのも、現在の無線ラジオが、スイッチの選択権を聴取者に与えているのに対し、有線ラジオの場合、聴取者の受信の決定は当局の手に委ねられることになるからである。」ヒトラーは、占領したソ連領内で発見された具体制を紹介している。「ウクライナでは、食料は考えられないほど安価である代わりに、ラジオは非常に高価なものであった。ところが、この高価な有線ラジオが、ほとんどの家庭の中にあつたのだ。これは、ソ連がラジオ放送というも

の危険性のみならず、その重要性をいち早く認識していたことの証拠といえよう。そこでは、地区人民委員が放送局のダイヤルを調整し、地区住民がその番組を聞くというやり方がとられていた。」大衆操作の道具として、ヒトラーが求めていたシステムはまさしくこうしたものであったのだ。彼はさらに続けた、「戦争が始まる前、私は、有線ラジオの導入を宣伝省に対し命令した。それが完成していたならば、ドイツの聴取者が、ライヒにとって望ましくないと判断される外国からの放送を聞くことなどそもそも不可能であったろうに。かかるシステムを戦争前につくれなかったことは、この上もなく残念なことであったし、また宣伝省の最大の失敗でもあった。しかし、将来、ドイツにおいて有線ラジオの導入はごく当たり前のこととなるにちがいない。」⁽⁷⁰⁾

有線放送システムこそ実現されなかったもの、ナチスによるドイツ民族に対する「啓蒙宣伝」が、現実には、民族全体の精神と行動に対しいかなる影響を与え、いかなる効果を発揮したか、当時、特派員としてドイツに滞在していたシャイラーの報告からその一端をうかがうことができるであろう、「私は、全体国家の中で、検閲された新聞やラジオによって、人がいかにたやすく獲得されるかを経験することができた。全体国家で何年も暮らした者でなければ、体制の計算された間断のない宣伝の恐ろしい影響を免れることがいかに困難なことであるか、おそらく理解しえないであろう。しばしば、ドイツ人の家庭、事務所、あるいは時にはレストラン、ビヤホール、カフェの中での外国人との何気ない会話の中で、見たところ教育もあり理知的な人間から、この上もなく風変わりな主張を聞かされたものである。彼らが、ラジオで聞いたり、新聞で読んだ馬鹿げた考えを鸚鵡がえしに語っていたことは明らかであった。時には、そういつてやりたくなったものだ。しかし、そうした場合、信じられないといった凝視や、あたかも全能の神を冒瀆したかのような、あきれてものがいえないといった風の沈黙に出会うのが関の山であった。」⁽⁷²⁾

(4) 大衆集会

シャイラーの報告は、ヒトラーがラウシュニングに明らかにした成人教育の課題——即ち、「大衆の觀念の世界、感情の構造を作り変えること」が、それなりの成功を収めたことを物語るものであった。「信じられないといった凝視」や「ものがいえないといった沈黙」は、少なくとも民族に対する世界観教育が「理性」の領域をこえ、彼らの「全人格」を把握するレベルにまで達していなければ、およそ生じえない反応であったにちがいないのだから。しかしながら、ナチスの成人教育が定位した「思考と情緒の全面的統御」は、必ずしもアーレントがいう「一切の自発性を奪われた操り人形⁽⁷³⁾」の形成を目的とするものではなかった。「操り人形」という表現はともかく、「一切の自発性の剥奪」が問題であったわけではない。なるほどナチズムの世界観のもつ「全体性」の要求は、運動と無関係な「自発性」のすべてを抑圧しようとする。しかし、既に触れたように、「民族運動」としてナチズム運動が、その内部にあっては、「強制ではない自発的な参加・動員」を必要とし要求する限りにおいて、刺激に対し無機的な反応を繰り返す「パブロフの犬⁽⁷⁴⁾」は民族教育のモデルとして適当なものではなかったということである。

「決定的なことは」と、一九三八年十一月一日、ドイツ新聞界の代表を前にした秘密演説の中でヒトラーは語っていた、「民族全体が最終的勝利に対し、狂信的な確固たる信念を抱くか否かということである。そのために、われわれは、われわれの民族全体を、彼らが絶対的かつ自明の揺るぎのない信念をもつべく教育しなければならぬ。」⁽⁷⁵⁾同じく
えは、『兵士の世界観的教育について』と題する一九四四年一月八日の命令の中でも繰り返されている、「〔戦いの帰趨を決するものは〕常に人間であり、戦う当の者である。もっとも純粹な意思、もっとも勇敢な信条、もっとも狂信的な覚悟を戦いの中に投ずることのできる者に、最後の勝利が与えられることになる。」⁽⁷⁶⁾ヒトラーが求めていたものは「狂信者 (Fanatiker)」⁽⁷⁷⁾であった。民族全体の「政治的狂信化」、即ち、民族のもつ「精神的な一切の力」を「目覚

め」させ、最終目標に「動員」すべく、ドイツ民族をヒトラーの自由に操縦可能な「政治的道具」——「狂信的な戦う民族」へと作り変えること、それが「子供の時に始まり、運動の老戦士となって終わる」ナチスの全体教育の最終目的であり、最後の仕上げであったのだ。⁽⁷⁸⁾

「狂信的な大衆のみが操縦可能となる」⁽⁷⁹⁾、この言葉の中に「大衆」の時代に生きる政治家としてのヒトラーの政治哲学のすべてが集約されていたといつて過言ではない。既に『わが闘争』の中に、「この地上でもっとも巨大な革命の原動力は、大衆を鼓舞する狂信主義 (Fanatismus) と、彼らを駆り立てるヒステリーの中にある」⁽⁸⁰⁾と書いたヒトラーは、政権掌握の翌年、ラウシュニングとの対話の中で、改めて、ヒトラー流の「大衆支配の秘密」が何であるかを明らかにしていた。「私は大衆が感じていること、大衆に期待できること、いかなる事情があっても避けねばならないことについて、誤ることのない感覚をもっている」と彼はいう、「大衆は本能に従う獣のようなものである。合理的思考といったものは彼らにとって無縁である。大衆は単純な思考形式、感情形式をもっている。私は、彼らの生命法則を斟酌することによってのみ、彼らを支配できるのだ。」⁽⁸¹⁾それでは彼が発見したという「大衆の生命法則」とは何か。大衆は理性的な訴えには反応しない。また、アパシーの状態にあるとき、外部からいかなる呼び掛けにも反応しない。しかし、「私がそれ相応の感情を大衆の中に呼び覚ませば、彼らは私を与える簡単なスローガンに従うのである。熱狂し、我を忘れた状態にあるとき、彼らに語った事柄は催眠状態で与えられた言葉のように、いつまでも消しがたく心に残り、あらゆる理性的な説得にも負けないものとなる。」⁽⁸²⁾それ故に、「大衆を私の政治道具へと拵えあげるためには」とヒトラーは結論する、「彼らを熱狂させ、忘我の状態へと誘い」こまねばならない。⁽⁸¹⁾

私的な自我を消滅させ、理性的な判断力を奪いとり、ナチズムの教説と目標を無条件に受けいれさせるべく、人々の本能と感情をコントロールすること、それが「狂信化」の狙いであった。そのための手段として新聞やラジオがある。

しかし、それらは少なくとも、大衆の「狂信化」という点に関しては、多くの場合、受動的なしかも間接的な手段でしかなかった。より効果的な方法は、彼らを直接運動に参加させ、その渦の中に放りこみ、運動そのものを文字通り「体感」させるといふやり方であった。そのためのもっとも重要な手段が『大衆集会』であったのだ。「大きな示威運動がもたらす連帯感」と『わが闘争』は書いている、「バラバラの個々人を結合し、団体精神を生みだす助けとなる。もし人が、自分の小さな職場や、あるいはその中で自分の卑小さを感じさせられている大工場から、はじめて大衆集会に足を踏みいれ、そこで同じ心情をもつ幾千人もの人々に囲まれるならば、もしこの眼に見える効果と何千人の賛同とが新たな教説の正当性を彼に確証し、今まで彼がもっていた確信が真実であったかどうかという疑惑をはじめて呼び覚ますならば——そのとき彼は、われわれが大衆暗示という言葉で呼ぶあの魔術的な影響に屈伏することになるのだ。」

この言葉は誇張でも何でもなかった。大衆集会でヒトラーの演説が放つ「魔力」については多くの証言がある。ハンフシュテングルは、一九二二年の秋、ミュンヘンのビヤホールではじめて聞いたヒトラーの演説の印象を次のように書き残している、「L字型になったビヤホールは一群の小さな商店の経営者、少数の元将校、下級官吏、それに多数の若者と残りは労働者からなる雑多な聴衆でふくれあがっていた。はじめのうち直立の姿勢をとったまま控え目な口調で語っていたヒトラーは、やがて一〇分もし、聴衆が彼の主張に反応しはじめるや、左足を移動させ、くつろいだ姿勢に変わり、自らの演説の内容に合わせて腕や手を振り廻すジュエスチャーが始まった。しばしば野次が飛ばされたが、その度に彼はあたかもボールを受け止めるかのように軽く右手を挙げたり、腕を曲げたりしながら、一言二言言葉を返し、それだけで聴衆を味方に引き入れたのであった。私は周囲の聴衆を見やった。ほんの一時前に私が見た雑多な人々の集まりは一体どこへいってしまったのか。つい先程まで世間的な体面を保つため、日常の生存競争にあくせくしていた人々を突然とらえたものは何であったのか。ジョッキのガタガタ音も止み、人々は声もなく、ただヒトラーの一語一語を飲

み込んでいた。私のすぐ傍に一人の若い女性がいたが、彼女の眼はヒトラーを凝視したままであった。あたかも恍惚の境におかれたかのように、自分自身を失った彼女は、ドイツの偉大な未来へ信仰告白するヒトラーの魔力に完全にとらえられてしまっていた。……熱狂した聴衆が手を鳴らし、テールブルを叩くその音は、あたかも巨大なドラムの表面にはねかえる何千もの雷が打ち鳴らすデモーニッシュな音のようであった。⁽⁸³⁾あるいは、ミュラー教授の報告によれば、ミュンヘン一揆の際、雑多な群衆でふくれあがり、野次や怒号の渦巻くビュルガーブロイケラーのホールの中、演壇に駆け上がったヒトラーはわずか数分間のうちに、「まるで手袋を裏返すかのように、聴衆の態度をくるりと一変させてしまった」という、「それはほとんど手品か魔法に近い芸当だった。盛大な承認の拍手が沸きおこり、もはや反対の声は一つも聞かれなかった。」⁽⁸⁴⁾

かかる演説の効果が、むろんヒトラーの「天才」に負うところが大であったにせよ、多くの場合、ナチスは周到な準備を施すことにより、その効果をさらに高めようとしたこともまちがいのないところであった。⁽⁸⁵⁾先のミュラー教授の報告は、彼らのテクニックがいかなるものであったか、その一端を伝えている、「独自の戦いの歌、独自の旗、独自のシンボル、独自の挨拶。兵隊のような会場整理係。白地に黒のハーケンクロイツを染めぬいた燃えるように赤い旗の林立。軍人的なものと革命的なもの、国家主義的なもの、社会主義的ものの奇妙な混合。あらゆる分野の転落する中間層からなる聴衆。何時間も間断なく続く威嚇的な行進曲。下級指導者の短い演説の連続。一体いつ彼は登場するのか。何か思いがけないことが起こったのか。会場に広がった興奮は、誰にも言い表すことはできない。突然、背後の入口に動きが現れた。命令の声。演壇の弁士が演説を中断。全員がハイルの叫びとともに立ち上がった。聴衆が大声を挙げ、旗が揺れる。待ち焦がれていた人物が随員を従え、足早に右手を挙げたまま演壇へ駆けのぼった。」⁽⁸⁶⁾

政権掌握後、ドイツ民族の生活全体が巨大な「大衆集会」へと変貌する。一月三〇日の夜、ベルリンの寒夜の闇の中

に鮮やかな光りの航跡を浮かびあがらせ、一人の少女の心を奪い取った「松明行列」⁽⁸⁷⁾も、あるいは、光榮あるプロイセンの伝統を伝えるポツダムのガルニゾン教会において、老大統領に感動の涙を流させた国会開会式も、ともにそれ以後全ドイツを舞台として本格的に繰り広げられる新たなナチス流の大衆指導の序幕に他ならなかったのである。マッシュマンの興奮を、あるいはヒンデンブルクの感動を、いかにしてドイツ民族全体に共有させるか。とりわけ、問題は、興奮や感動の持続であったにちがいない。ナチスが「宣伝の連続砲火」⁽⁸⁸⁾によって、ドイツ民族全体を四六時中至る所で「度のすぎた空騒ぎ」に駆り立てたのも、結局は、SOPADEの報告が的確に指摘したように、誰からも「じつくりと仕事に取り組む可能性」を奪い取り、可能な限り、彼らが「正気に返ることを阻止する」ための考え抜かれた術策に他ならなかった。⁽⁹⁰⁾ そのための「祝祭」や「行事」に事欠くことはなかった。「政權獲得記念日」、「英雄記念日」、「ヒトラー誕生日」、「国民労働の日」、「夏至祭」、「党大会」、「収穫感謝祭」、「運動犠牲者追悼記念日」、「冬至祭」等の祝祭、そして「ポツダムの日」、「ヒトラーの元首就任」、「国防義務の復活」、「アンシュルス」等第三ライヒの画期をなす出来事の祝賀、さらには、日常的に地域や団体ごとに催される様々な行事、たとえば「村の夕べ」、「郷土の祭り」、「記念碑の序幕式」、「ダンスパーティー」、「歓喜力行団のピクニック」、「ヒトラーユーゲントのキャンプ」等々、ありとあらゆる機会が、社会的絆を断ち切られ、アトム化された人々をたえまなく運動の渦の中に巻き込み、運動が生みだす興奮と感動を直接体感させる「舞台」として利用されたのである。⁽⁹¹⁾

こうした「大衆集会」のきわめつきが、毎年九月、ニュルンベルクで開催される党大会であった。シュメアーによれば、町中のすべての鐘が鳴らされ、無数の人々が小旗を打ち振り、歓呼の声をあげる中、ヒトラー一行の到着で始まる八日間⁽⁹²⁾にわたる大会は、あたかも「万華鏡」を見るような、人々の心を奪う華麗な色彩に満ち溢れた出来事の連続であったという。光と音の色彩の乱舞する党大会の巻き起こす興奮と感動は、フランス大使ボンセのような、ナチスに終始批

判的であった観察者にも大きな印象を残さずにはおかなかった。「この古い都市をすっかり包みこんだ熱狂は驚くべきものであり、筆舌につくしがたいほどである」と彼は書いている、「数十万の男女をとらえたこの独特の陶醉、ロマンチックな興奮、ほとんど神秘的といっている忘我の境、一種の神がかり的な妄想状態。八日の間、ニュルンベルクはただ歓喜のみが支配する都市、魔法をかけられた都市、ほとんど夢見るような都市となる。⁽⁹³⁾」これはまさしくナチスの大衆集会の目的の正確な要約であり、これこそが大衆集会というものによってナチスが実現しようとした当のものに他ならなかった。そしてこのような大衆集会の中からナチスが理想とする「民族の未来のための戦士」が生み出されたのである。運動参加者の一人は書いている、「ヒトラーとの出会いはわれわれにとって一つの啓示でした。ヒトラーがわれわれに進めと命ずるならば、いかなる所へであれ、盲滅法に突き進んでいったでしょう。⁽⁹⁴⁾」

- (1) "Führer-Reden zum Winterhilfswerk 1933-1936." S.17.
- (2) A.a.O.
- (3) (ed.) M.Domarus, "Hitler-Reden und Proklamationen." S.675.
- (4) A.Hitler, "Mein Kampf." S.650f.
- (5) H.Rauschning, "Gespräche mit Hitler." S.257.
- (6) Hauptbereichsleiters Ruder-Rede vom 23.2.1944, Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte. 1961.S.112.
- (7) Völkischer Beobachter. Vom 25.10.1934.
- (8) Zit.bei R.Schmeer, "Aufgaben und Aufbau der Deutschen Arbeitsfront." S.7.
- (9) (ed.) M.Domarus, a.a.O., S.643.
- (10) R.Ley, "Soldaten der Arbeit." (1938) S.184.
- (11) W.Maab, "Erziehung im neuen Staat." (ed.) R.Benze/ G.Gräfer) S.272.

- (12) (ed.) M. Domarus, a.a.O., S.486,724.
- (13) (ed.) M. Domarus, a.a.O., S.724.; W.Maaß, a.a.O.
- (14) (ed.) M. Domarus, a.a.O., S.613.
- (15) M.Mayer, "They thought they were free." S.105.
- しかし、かかる「平等化」は、真の自律的な人と人との連帯を生みだすものでも、またそのことを目的とするものでもなかった。むしろ事態はまったく逆であった。労働戦線が『歓喜力行団』を通して娯楽という本来私的であるべき生活領域にまで干渉し、世話を焼こうとするのは、グライヒシャルトゥングによる階級的社会的紐帯の切断をより確実なものとするともに、人々が再びナチスの監視の及ばない自律的な絆を形成することを阻止し、彼らをもっぱら党と国家の統制下におくために他ならなかったのである。「〔労働戦線に代表される〕ナチズムの大衆組織の目的は」とSOPAPDEの一九三五年一月の報告は書いている、「もともと原初的な自由意思にもとづく人と人の結びつきを民族の中に生みだそうとする動きを根絶し、同じ志をもつすべての者から、あるいは同じ意見をもつすべての者からさえ人々を互いに遠ざけ、彼らを孤立させると同時に、国家の組織に縛りつけることになった。……ファシズムの大衆組織の本質は一方でのグライヒシャルトゥングと、他方でのアトム化にある。」((ed.) K.Behren, "Deutschland-Berichte der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (SOPAPDE) 1934—1940." Bd.2 (1980) S.1375f.)
- (16) (ed.) M. Domarus, a.a.O., S.300.
- (17) Reichsgesetzblatt.1937. Teil I.S.423.; K.Jeserich, " Sozialpolitik." S.40.
- (18) K.Jeserich, a.a.O., S.41.
- (19) Völkischer Beobachter. Vom 14.9.1933.
- (20) " Führer-Reden zum Winterhilfswerk 1933—1936." (1937) S.15.; " Führer-Reden zum Kriegs=Winterhilfswerk 1939 und 1940." (1940) S.3f.
- (21) Reichsgesetzblatt.1936. Teil I.S.995.
- (22) H.Stadelmann, " Die rechtliche Stellung der NS-Volkswohlfahrt und des Winterhilfswerkes des deutsche Volkes." (1938) S.28.

- (23) "Führer-Reden zum Winterhilfswerk 1933—1936." S.15.
- (24) A.a.O., S.30.
- (25) A.a.O., S.15f, 18, 30f.
- (26) "Führer-Reden zum Winterhilfswerk 1937 und 1938." (1939) S.4.
- (27) (ed.) M.Domarus, a.a.O., S.376.
- (28) Reichsgesetzblatt.1937. Teil I.S.423.
- (29) "Führer-Reden zum Winterhilfswerk 1937 und 1938." S.6f.

「飢餓と寒気に対する闘争」が、何故、国家的事業として、国家的手段、例えば「税の特別徴収」といった手段によってではなく、ドイツ人一人一人のドイツ民族たる自覚に由来する自発的参加によって行われなければならなかったか、もはや説明するまでもないであろう。ヒトラーは、一九三七／三八年の冬季救済事業の開幕演説の中で、その点を改めて確認するとともに、冬季救済事業の真の目的が何であるかをドイツ民族に対し明らかにしている、「たしかに、そのような方法〔税の特別徴収〕ははるかに簡単であり、多くの人々にとって煩わしきものではないものであろう。しかし、それではわれわれが冬季救済事業によって達成しようとした当のもの、即ち、『ドイツ民族共同体のための教育』が見失われてしまうこととなる。」(a.a.O., S.4.)

- (30) H.Rauschning, a.a.O.
- (31) (ed.) M.Domarus, a.a.O., S.232, 666.
- (32) (ed.) E.Boepple, "Adolf Hitlers Reden." S.62.
- (33) A.Hitler, a.a.O., S.262ff.
- (34) Reichsgesetzblatt.1933. Teil I.S.104.

「啓蒙宣伝省」の構想は、闘争時代、ヒトラーとゲッベルスの頭の中から紡ぎ出されたものであった。ゲッベルスは日記の中に次のように書いている。「一九三三年一月二二日 フューラーと将来私が就く官職の任務、権限について詳細に検討する。考えられているものは、民族教育省といったものだ。映画、ラジオ、新たな教育機関、芸術、文化、宣伝を統括することになるであろう。これは革命的な官庁であり、指導権は中央にあり、とりわけライヒの思想を明白な形で代表するものとなる。まったく大規模な計画であり、こういうものとしては、いまだかつて世界のどこにも例を見ないものである。この省に関する研究に私は

既に着手している。それは、われわれの権力の精神的基礎を確固ならしめ、国家機構だけでなく、民族全体の征服に役立つものとなろう。……一九三二年八月八日 フューラーと明け方まで様々な問題を検討する。新たな民族教育の計画もその中にはあった。問題は、国民に対し、精神的影響を与える一切の手段を一つの手の中に統合することだ。宣伝を政治的芸術にまで発展させねばならない。民族から生まれる政府は、民族との間に仲介者の存在を許してはならない。政府が常に民族の第一の代表者でなくてはならない。これが私に割り当てられる仕事だ。広大な領域で、今のところその限界は見当もつかない。これは生涯の問題だ。この解決のためには、この上もなく強い精神力と大規模な最新の技術が必要となる。」(J. Goebbels, "Vom Kaiserhof zum Reichskanzlei." S. 28, 140.)

(35) J. Goebbels, "Revolution der Deutschen." S. 135ff.

(36) J. Goebbels, a. a. O., S. 186f.

「フューラーもラウシニコフとの対話の中で、「大衆指導は言葉のもっとも本来的な意味で芸術である」と語っている。(H. Rauschning, a. a. O., S. 197.)

彼らの言葉が決して自己満足でも、あるいは自己顕示欲の現れでもなかったことを、B・スターンはユダヤ人迫害の実際について報告した戦後の自伝の中で裏づけている。即ち、「ゲッベルス博士は、メディアの利用によって住民を駆り立て、彼らの判断を自由に形成する点に關し、真の『芸術家』であった。」(B. Stern, "So war es." (1985) S. 53.)

(37) J. Goebbels, a. a. O., S. 144f.

(38) (ed.) H. Heiber, "Goebbels-Reden. Band I: 1932—1939." (1971) S. 89ff.; Völkischer Beobachter. Vom 25. 3. 1933.

(39) I. Richter, Deutsches Kulturrecht. 1936. S. 65, 68.

(40) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I. S. 449.

(41) (ed.) H. Heiber, a. a. O., S. 134.; "Hans Schemm Spricht." S. 150.

(42) (ed.) M. Domarus, a. a. O., S. 206.; Hitler-Rede vom 18. 7. 1937, Völkischer Beobachter. Vom 19. 7. 1937.

(43) "Reden des Führers am Parteitag der Ehre 1936." S. 37f.; (ed.) H. Heiber, a. a. O., S. 139f.

(44) Deutscher Reichsanzeiger und Preussischer Staatsanzeiger. 1933. Nr. 225. S. 1.

(45) A. a. O.

- (46) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I.S.661.
- (47) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I.S.483.
- (48) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I.S.797.
- (49) 『第一施行令』は、第五条において「文化財」を次のように定義する、「①芸術の一切の創造もしくは業績にして、公共に伝達されるもの ②その他の一切の精神的創造もしくは業績にして、印刷、フィルムもしくはラジオにより公共に伝達されるもの。」
- (50) 『第一施行令』に先だって制定された『暫定的映画協会の設立に関する法律』（Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I.S.483.）および『暫定的映画協会の設立に関する命令』（Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I.S.531.）は、既に、映画の制作、販売、上映に關与するすべての者に対し、「映画事業の遂行に必要な信用」の存在を条件とした映画協会への加入を義務づけ、協会の構成員によらない「映画の公開上映を禁止する」としていた。
- (51) Pfundtner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht. " Id.6.S.15 (neu).
- (52) Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I.S.713.
『編集者法の施行に関する命令』（Reichsgesetzblatt. 1933. Teil I.S.1085.）は、第一〇条において「政治的定期刊行物」を次のように定義する、「純然たる学術的または技術的性格を有しない雑誌、あるいはライヒ啓蒙宣伝大臣が、他の理由からその政治的性格を否定しないすべての雑誌は政治的である。」
- (53) 注釈者によれば、この五項目は「限定的列挙」ではなく、先の職業的任務の枠内において、編集者が顧慮すべき「特別に重要な具体例」として挙げられたものにすぎなかった。（Pfundtner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht. " Id.7.S. 10 (neu).）
- (54) 法律制定の日、ドイツ新聞界の代表者を前にして行われたゲッベルスの演説は、新聞のみならず、他のマスメディア、さらにはすべての文化活動に対して向けられたものでもあった。「革命的方法によりドイツにおいて権力を掌握した政府が、新聞を前にして立ち止まりうるものでなかったことについては何ら説明を要しないであろう。精神の自由とか、言論の自由が、国家や民族の利益と無関係に一般的に存在するという信仰は、しだいに過去のものとなりつつある。精神及び言論の自由は、民族及び国家の権利や義務と衝突するところで、自らの限界というものを自覚しなければならぬということとは、ドイツのみならず全世界にもますます認められてきている事柄である。新聞の絶対的自由という概念は、明らかに自由主義的概念である。それは、

民族ではなく個人を出発点とする。言論の自由が個人に責任を委ねれば委ねるほど、ますます民族の全体利益が損なわれるという事実を確認せざるをえない。……今日、ドイツには、われわれの政府に最後の救いを見いだす何百万という人々が存在する。ドイツ民族の圧倒的多数が、この政府に彼らの最後の希望を託している。政府の決定が個々の点において誤ることがあるかもしれない。しかし、この政府の後によりよい政府が登場するという保障はありえない。それ故、責任を自覚し民族としての感情をもつあらゆる国民にとっては、この政府の決定・決断を支持し、それらが具体的成果をもたらすよう配慮すること以外の可能性は存在しない。……こういっては何だが、世論をコントロールする国家高権が存在する。少なくとも、世論の形成をいわば監視し、世論が民族と国家にとって有害となりうる道へ踏み込まないよう配慮する権利が存在する。……新しい『編集者法』は、諸君を責任から解放する意図をもつものではない。反対に、諸君が責任を自らに担うことを求めている。われわれは日和見主義を求めない。むしろ、われわれは明白かつ誠実な発言を求める。自らそれを合目的であり最善であるとみなすが故に、この国家に対し、心の底から全的な責任感をもって奉仕する、そうした誠実な人間をわれわれは求めている。ドイツの新聞の色彩は多様なものであってもよい。しかし、統一的な一致団結した国民的意思というものが存在しなければならぬ。もし、『われわれの上には常に禁止というダモクレスの剣がぶら下っている』と異議を唱える人がいるならば、私はその者に対していいたい、私の新聞がかつて繰り返し禁止された以上に、そうした処分を受けたと主張しうる編集者はこのホールの中にいないであろう、と。』

((ed.) P.M.=Benneckenstein, "Dokumente der Deutschen Politik." Bd.1.S.327ff.)

(55) Reichsgesetzblatt. 1934. Teil I.S.95.

(56) Reichsgesetzblatt. 1934. Teil I.S.411.

(57) Deutscher Reichsanzeiger und Preussischer Staatsanzeiger. 1933. Nr.225.S.1.; Pfundtner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht." Id-7.S.6 (neu).; H.Schmidt-Leonhardt, Deutsches Kulturrecht. 1936.S.5ff.

(58) Deutscher Reichsanzeiger und Preussischer Staatsanzeiger. 1934. Nr.116.S.3.

(59) (ed.) H.Heiber, a.a.O., S.134ff.

(60) Pfundtner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht." Id-10.S.1.; H.Schmidt-Leonhardt, "Die Reichskulturkammer." S.42.

(61) Pfundtner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht." Id-7.S.1 (neu).

- (22) Preußische Gesetzsammlung. 1931. S.77.
- (23) Begründung zu 14 des Preußische Polizeiverwaltungsgesetzes vom 1.6.1931 — zit. bei Kerstiens, Reich und Länder. 1936. S.234.
- (24) Reichsgesetzblatt. 1900. Teil I. S.882.
- (25) Reichsgesetzblatt. 1900. Teil I. S.953.
- (26) Pfundtner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht." Id-8. S.2.
- (27) Deutscher Reichsanzeiger und Preussischer Staatsanzeiger. 1933. Nr.225. S.1.
- (28) Pfundtner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht." Id-8. S.1f.
- (29) Deutscher Reichsanzeiger und Preussischer Staatsanzeiger. 1934. Nr.116. S.3.
- (30) (ed.) H. Picker, "Hitlers Tischgespräche." S.436f.
- (31) ヒトラーがいう「有線放送システム」とは異なるものの、それと類似した「自動共同聴取の体系化」の企てが大戦前ドイツ全土でなされたという。それは、町の通りや広場、あるいは会社や工場、巨大大防空壕等至る所に拡声器を備えた柱をたて、「公的空間全体を音響的に支配」することにより、通行人を含めたすべての住民に対し、放送の聴取を強制しようとするシステムであった。一九三八年六月のプレスラウに始まって、その効果が確かめられた後、ライヒ領内のすべての大都市に、拡声器を備えた柱が建設されたという（K. Schmeer, "Die Regie des öffentlichen Lebens im Dritten Reich." (1956) S.146.）
- (32) W.L. Shirer, "The Rise and Fall of the Third Reich." S.248.
- (33) H. Arendt, "Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft." S.667.
- (34) H. Arendt, a. a. O., S.666.
- (35) (ed.) M. Domarus, a. a. O., S.976.
- (36) (ed.) M. Domarus, a. a. O., S.2078.
- (37) Hitler-Rede vom 25.1.1939 — H. A. Jacobsen/W. Jochmann, "Ausgewählte Dokumente zur Geschichte des Nationalsozialismus 1933—1945." Bd.1.
- (38) Ruder-Rede vom 23.2.1944, Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte. 1961. S.104ff.

- (67) H. Rausching, a. a. O., S. 198.
(8) A. Hitler a. a. O., S. 371.
(18) H. Rausching, a. a. O., S. 197ff.
(38) A. Hitler a. a. O., S. 536.
(38) F. Hanfstaengl, "Hitler. The Missing Years." (1957) S. 34ff.

ハンフシュテングルは、ヒトラーの演説が与えた劇的な体験によって、ナチス運動に身を投ずることになる (a. a. O., S. 37.) のだが、一九三一年、ベルリンのハーゼンハイデにおいて、はじめてヒトラーの演説を聞いたシュペアーの場合も同様であった。彼はその時の模様を自伝の中に書いている、「私はナチス党を選んだものではなかった。その最初の出会いにおいて私を暗示にかけ、それ以来私をとらえてはなさなくなったヒトラーに賭けたのだ。彼の政策については何も知らないのと同様であった。私が理解するより前に、彼の方が私をつかまえてしまったのだ。」 (A. Speer, "Erinnerungen." (1969) S. 33f. [品田訳『ナチス狂気の内幕』]) アメリカの社会学者アーベルが、一九三四年、党の協力の下募集した「運動参加者の自叙伝」には、このような体験がいくつも報告されている。その中から一つだけ挙げておこう。「ワイマールでの宣誓式のおり、フューラーの前を行進したわれわれは、眼の前にヒトラーを見ただけで、これまでの一切の犠牲が十分に報われたと感じた。フューラーが演説をはじめた時、彼の眼はさながら手のようになり、決してもはや逃げられないようわれわれをつかんでななくなつた。」 (T. Abel, "Why Hitler came into power." (1938) S. 153. [小池訳『ヒトラーとその運動』]) ヒトラーの演説の「魔力」について語るのは、何も彼の同調者だけではない。ヒトラーのもっとも厳しい政治的敵対者の一人となつたオットー・シュトラッサーもまた同様である。「ヒトラーは、地震計やラジオ受信機のもつ敏感さでもって、人々の心の振動に反応し、民族全体の心の奥深く秘められた願望、とうてい表面に出せないような本能といったものに形を与え代弁する、いわば拡声器の役割を果たす能力の持ち主であった。……彼の言葉は矢のように的を射、彼は聴衆の急所に触れ、彼らを無意識の状態へと誘い、彼らの深奥の願望を表現し、彼らがもっとも聞きたがっていることを話して聞かせるのだ。」 (O. Strasser, "Hitler und Ich." S. 64, 67.) こうした報告から伺えることは、大衆集会でのヒトラーの演説は、少なくとも彼の賛同者にとって、もはや単なる演説の域を超えていたということである。闘争時代の演説を編集したベップレの「大衆は救世主に馳せ参ずるように、ヒトラーの下に殺到した」 (ed.) F. Böppe, "Adolf Hitlers Reden." (S. 95.) との指摘は、必ずしも誇張とはいえなかつた。事実、ヒトラー

の演説を直接体験することは、多くの人々にとって似非宗教的体験であったと思われる。ルデッケは書いている、「私の批判力は一瞬なくなってしまった、彼の教説は天啓のようであった。私には、彼が第二のルターのように思われた。周囲を見回すと、彼の暗示力が何千の人々を一つに呪縛してしまっていた。宗教的回心としかいいようがない体験であった。」(K. Ludecke, "I knew Hitler." S.22f.)

(84) K.A.v.Müller, "Im Wandel einer Welt." (1966) S.163.

(85) ヒトラー自身、『わが闘争』や『ラウシュニングとの対話』の中で、演説の条件として次の二つを挙げている。一つは演説の時間についてであった。「物のわかった演説家ならば、講演が行われる時間さえ、演説の効果に対して決定的な影響がありうるということを考えるものなのだ。同じ講演、同じ弁士、同じテーマでも、午前一〇時と午後三時、あるいは夜間とではまったく異なった効果をもたらす。……午前中、そして昼間もまた、人間の意思力は、自分と異なる意図や意思を強制しようとする試みに対しては、この上ないエネルギーを使って抵抗するものである。それに反して、夜間、それはより強い意思の支配力にもっとたやすく屈伏することになるのだ。」("Mein Kampf." S.530ff.) もう一つは聴衆についてであった。「私はすべての人々を集会へと送り込もう。そこでは、インテリもブルジョワも労働者と同様、好むと好まざるとにかかわらず、大衆の一部となる。私は民族を混ぜ合わせる。私は大衆としての民族にのみ語りかける。「何故そうなのか。」諸君、よく覚えておくがよい。大衆が大きくなればなるほどますます操縦しやすくなるのだ。農民、労働者、官吏を混ぜれば混ぜるほど、大衆のもつ典型的な性格が現れてくる。インテリの会合や、利益団体といくらかかわりあっても駄目だ。」(H. Rausching, a.a.O., S.198f.) そして実際ヒトラーがこうした考え方にもとづいて行動したことを、先のハンフシュテンゲルの報告は裏付けている。

(86) K.A.v.Müller, a.a.O., S144f.

(87) 『阪大法学』 第一四五・一四六号 四五六頁参照。

(88) 『静岡大学教養部研究報告 人文・社会科学編』 第二四巻第二号 二〇四頁参照。

(89) W.Allen, "The Nazi Seizure of Power." S.216.

(90) (ed.) K.Behnken, "Deutsche-Berichte der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (SOPADDE) 1934 - 1940. Bd.2.S.1375.

アメリカのジャーナリスト、マイヤーが報告する「教授仲間だった言語学者」との会話は、このSOPADDEの報告を裏付けて

いる。「『突然私はこれまで知らなかったまったく新しい活動に投げ込まれました。集会、会議、対談、儀式、とりわけ提出しなければならぬ書類、レポート、文献目録、リスト、アンケート。なおその上に、共同体の中での様々な要求がありました。以前はなかったか、あるいは重要でなかったような事柄に参加しなければならぬし、また参加することを「期待」されていたのです。もちろん、どれもこれもくだらないことでしたが、それに全エネルギーを使い果たし、本当に自分がやりたいことは二の次になりました。』私の友人のパン屋さんも同じように「誰も彼も考える時間がありませんでした。事態がどんどん進行したのです」と話していましたよ』と私がいった。「あなたの友人のパン屋さんがいった通りです」と私の同僚はいった。「独裁と独裁の生まれる全過程は、何よりもまず人々の注意を逸らせることだったのです。私たちに考えなければならぬ恐ろしい問題を突きつけながら、ナチズムは、しかし、たえまない変化と「危機」でもって私たちの眼を回らせ、心を奪い取っていったのです。まったくのところ、内外の「国家の敵」という陰謀に、私達の眼は見えなくなっていました。私たちには、少しずつ私たちの周りで大きくなっていった恐るべき事態について考える時間がありませんでした。』」(M.Mayer, "They thought they were free." S.167f.)

(91) ノルトハイムでの政権獲得後ただちに開始された「宣伝の連続砲火」の実際については、W.Allen, "The Nazi Seizure of Power." S.206ff.参照

(92) K.Schmeer, a.a.O., S.108ff.

(93) A.F.Poncet, "Souvenirs d'une ambassade à Berlin, septembre 1931 - octobre 1938." S.268.

(94) T.Abel, a.a.O., S.153.